

令和2年11月30日
(第8回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	-----	1
議案第 2 号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	-----	2
議案第 3 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	3
議案第 4 号	令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 8 号）について	-----	4～ 9
議案第 5 号	令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	10～ 15
議案第 6 号	令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	16～ 21
議案第 7 号	令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 3 号）について	-----	22～ 23

議案第1号

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「12月に支給する場合には100分の225」を「12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第2号

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和37年美瑛町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「12月に支給する場合には100分の225」を
「12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の225」を「100分の222.5」に、
「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第3号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「12月に支給する場合には100分の130」を「12月に支給する場合には100分の125」に、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 美瑛町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

令和2年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）について

令和2年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,436,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		219,915	1,200	221,115
	1 繰越金	219,915	1,200	221,115
歳 入 合 計		11,435,200	1,200	11,436,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		66,509	△171	66,338
	1 議会費	66,509	△171	66,338
2 総務費		2,807,209	1,371	2,808,580
	1 総務管理費	2,758,439	1,371	2,759,810
歳 出 合 計		11,435,200	1,200	11,436,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	219,915	1,200	221,115
	1	繰越金	219,915	1,200	221,115
		1 繰越金	219,915	1,200	221,115

節		説 明
区 分	金 額	
1	繰越金	1,200
		1 前年度繰越金

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

1	1	議 会 費	66,509	△171	66,338	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議 会 費	66,509	△171	66,338		△171
	1	議 会 費	66,509	△171	66,338		△171
	1	議 会 費	66,509	△171	66,338		△171
2		総 務 費	2,807,209	1,371	2,808,580		1,371
	1	総務管理費	2,758,439	1,371	2,759,810		1,371
	1	職員給与費	1,138,304	1,371	1,139,675		1,371

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
3	△171	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会運営事業 3 議員手当	△171 △171 (△171)
3	1,371	1 みんなで歩むまちづくり (1)職員手当 3 職員手当等	1,371 1,371 (1,371)

議案第5号

令和2年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和2年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,442千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 発電事業収入		40,000	1,439	41,439
	1 発電事業収入	40,000	1,439	41,439
歳 入 合 計		45,003	1,439	46,442

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		4,258	1,439	5,697
	1 総務管理費	4,258	1,439	5,697
歳 出 合 計		45,003	1,439	46,442

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
1		発電事業収入	40,000	1,439	41,439
	1	発電事業収入	40,000	1,439	41,439
		1 発電電力収入	40,000	1,439	41,439

節		説 明
区 分	金 額	
1 発電売上収入	1,439	1 発電売上収入

(水力発電事業特別会計)

(歳 出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総 務 費	4,258	1,439	5,697		1,439
			総務管理費	4,258	1,439	5,697		1,439
		1	一般管理費	4,258	1,439	5,697		1,439

(水力発電事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2	給 料	656	1 みんなで歩むまちづくり
			(1)職員給料
3	職員手当等	505	2 一般職給料
			(2)職員手当
4	共 済 費	278	3 職員手当等
			(3)職員共済費
			4 共済費
			1,439
			656
			(656)
			505
			(505)
			278
			(278)

議案第6号

令和2年度 美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて

令和2年度美瑛町の白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,059	1,060
	1 繰越金	1	1,059	1,060
歳入合計		31,568	1,059	32,627

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,910	924	4,834
	1 総務管理費	3,910	924	4,834
2 泉源施設費		25,474	1,137	26,611
	1 泉源管理費	25,474	1,137	26,611
4 基金積立金		2,129	△1,002	1,127
	1 基金積立金	2,129	△1,002	1,127
歳出合計		31,568	1,059	32,627

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰越金	1	1,059	1,060
	1	繰越金	1	1,059	1,060
		1 繰越金	1	1,059	1,060

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,059	1 繰越金

(白金泉源事業特別会計)

(歳出)

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			総務費	3,910	924	4,834		924
			総務管理費	3,910	924	4,834		924
			一般管理費	3,910	924	4,834		924
2			泉源施設費	25,474	1,137	26,611		1,137
	1		泉源管理費	25,474	1,137	26,611		1,137
		1	泉源管理費	25,474	1,137	26,611		1,137
4			基金積立金	2,129	△1,002	1,127		△1,002
	1		基金積立金	2,129	△1,002	1,127		△1,002
		1	泉源事業基金積立金	2,129	△1,002	1,127		△1,002

(白金泉源事業特別会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
2	給料	1 みんなで歩むまちづくり	924
		(1)職員給料	395
3	職員手当等	2 一般職給料	(395)
		(2)職員手当	350
4	共 済 費	3 職員手当等	(350)
		(3)職員共済費	90
18	負担金補助及び交付金	4 共済費	(90)
		(4)退職手当組合負担金	63
		18 負担金 (人)	(63)
		(5)退職手当組合事前納付金	26
		18 負担金 (人)	(26)
11	役 務 費	1 足腰の強い産業づくり	1,137
		(1)施設管理経費	△11
12	委 託 料	17 備品購入費 (物)	(△11)
		(2)18号井浚渫整備事業	△2,352
14	工事請負費	11 手数料 (事)	(△233)
		12 業務委託 (事)	(△2,110)
17	備品購入費	14 整備工事 (事)	(△9)
		(3)揚配湯設備改良事業	3,500
		14 整備工事 (事)	(3,500)
24	積 立 金	1 みんなで歩むまちづくり	△1,002
		(1)白金泉源事業特別会計基金の運用管理事業	△1,002
		24 積立金 (積)	(△1,002)

議案第7号

令和2年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和2年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	1,223,589千円	△1,297千円	1,222,292千円
第1項 医業費用	1,202,027千円	△1,297千円	1,200,730千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	731,426千円	△1,297千円	730,129千円

令和2年11月30日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 病院事業費用				1,223,589	△ 1,297	1,222,292		
	1. 医 業 費 用			1,202,027	△ 1,297	1,200,730		
		1. 給 与 費			685,871	△ 1,297		684,574
			職 員 手 当			167,323		△ 1,297

発議第1号

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第112条及び美瑛町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年11月30日

提出者 議員 桑 谷 覺
賛成者 議員 保 田 仁
賛成者 議員 野 村 祐 司

提案理由

人事院の給与勧告に準拠し、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものである。

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年美瑛町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の225」を「12月に支給する場合には100分の220」に改める。

第2条 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の222.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。